九‖　当該会社に対する金銭債権を有する農林中央金庫又は銀行等（当該農林中央金庫又は銀行等がない場合にあっては、農林中央金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける農林中央金庫）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士又は弁護士法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

十‖　［略］

6　法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　農林中央金庫又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該農林中央金庫又は銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第七十二条第一項第十号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

7‖　法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

［号を加える。］

九‖　［同上］

6　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ‖　官公署

ロ‖　商工会又は商工会議所

ハ‖　イ又はロに準ずるもの

ニ‖　弁護士又は弁護士法人

ホ‖　公認会計士又は監査法人

ヘ‖　税理士又は税理士法人

ト‖　第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

［項を加える。］